

労災診療費請求書等の様式案内

請求書の例

内訳書の例

- 1** 様式番号
- 2** 物品番号
- 3** 帳票種別
- 4** 帳票の名称

**請求書・内訳書は
コピー紙使用不可！**

※お手元に下記の用紙がない場合は、当会へ用紙をご注文ください
※続紙はコピー紙の使用が可能です

①様式番号	②物品番号	③帳票種別	④帳票の名称	見本ページ
診機様式第1号	7230	34720	労働者災害補償保険診療費請求書	2
診機様式第2号	7231	34721	診療費請求内訳書（入院用）	2
診機様式第3号	7232	34722	診療費請求内訳書（入院外用）	2
診機様式第4号	7233	34723	【傷病】診療費請求内訳書（入院用）	3
診機様式第5号	7234	34724	【傷病】診療費請求内訳書（入院外用）	3
	72213		診療費請求内訳書（続紙）	3
実施要領様式第5号	81201	37700	アフターケア委託費請求書	4
実施要領様式第5号の2	81203	37702	アフターケア委託費請求内訳書	4
二機様式第1号	72615	38700	労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書	5
二機様式第2号	72620	38701	二次健康診断等費用請求内訳書	5

※上記表内の用紙は続紙と二機様式第2号を除き、すべてA4用紙1枚のいわゆる単票となります。

※診療費請求内訳書には、連続用紙や枠が小さい種類もございます。

※連続用紙とは、用紙がミシン目につながっているものを指します。

※続紙は連続用紙のみとなります。

東京労働保険医療協会
〒101-0062
千代田区神田駿河台2-5
東京都医師会館4階
電話 03-5577-2960
FAX 03-5577-2961

1 診機様式第1号

2 7230

3 34720

4 労働者災害補償保険診療費請求書

- 労災指定医療機関が労災診療費を請求する場合に使用
 - 請求書（診機様式第1号）は新規分、継続分に分けて綴じる
 - 新規分（初回）の請求書は、各管轄署分ごとにまとめる
 - 継続分（転医始診および2回目以降）の請求書は、管轄署分ごとに分けてまとめる
- ⇒ 綴じ方の詳しい解説は『労災保険ハンドブック』参照

1 診機様式第2号

2 7231

3 34721

4 診療費請求内訳書（入院用）

- 労災入院患者の診療費の内訳書として使用
- 月ごとに区切って請求
- 診療月をまたいでいる内訳書は、返戻対象

1 診機様式第3号

2 7232

3 34722

4 診療費請求内訳書（入院外用）

- 労災外来患者の診療費の内訳書として使用
- 月ごとに区切って請求
- 診療月をまたいでいる内訳書は、返戻対象

1 診機様式第4号

2 7233

3 34723

4 【傷病】診療費請求内訳書（入院用）

- 傷病(補償)年金に該当する労災入院患者の診療費の内訳書として使用
- 左上に(傷)のマークがある
- 月ごとに区切って請求
- 診療月をまたいでいる内訳書は、返戻対象

1 診機様式第5号

2 7234

3 34724

4 【傷病】診療費請求内訳書（入院外用）

- 傷病(補償)年金に該当する労災外来患者の診療費の内訳書として使用
- 左上に(傷)のマークがある
- 月ごとに区切って請求
- 診療月をまたいでいる内訳書は、返戻対象

1 -

2 72213

3 -

4 診療費請求内訳書（続紙）

- 内訳書の摘要欄だけでは足りず、書ききれない場合に使用
 - 1枚の内訳書に対して続紙を複数枚使用可
 - 指定の本用紙だけでなく、任意用紙も使用可
- ※任意用紙の場合は医療機関の指定番号・名称および患者の氏名・年令・労働保険番号を明記ください。

1 実施要領様式5号

2 81201

3 37700

4 アフターケア委託費請求書

- アフターケア受診者の診療(対象となる傷病のみ)として、労災傷病の治ゆ後に、検査や保健指導などの必要な措置を実施し、その委託費を請求する場合に使用
- 実施要領様式第5号は、一般の労災診療費とは違い管轄分けは不要
※東京労働局分として1枚のみ作成ください。

1 実施要領様式
第5号の2

2 81203

3 37702

4 アフターケア委託費請求内訳書

- 1回の診療につき1枚、委託費請求書の内訳書として使用
- 1ヶ月に2回以上の受診がある場合には、別に内訳書の作成が必要
※アフターケアの診療は原則、数ヶ月に1度です。

1 二機様式第1号 2 72615 3 38700

4 労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書

職場の定期健康診断等（一次健康診断）で異常の所見が認められ、労災保険二次健診等給付医療機関が二次健康診断および特定保健指導を実施し、その費用を請求する場合に使用

二機様式第1号は、一般の労災診療費とは違い管轄分け不要
※東京労働局分として1枚のみ作成

1 二機様式第2号 2 72620 3 38701

4 二次健康診断等費用請求内訳書

二次健康診断受診者ごとに1枚、内訳書が必要

複写式で1部4枚つづり（提出時はこの内の「都道府県労働局提出用」のみを提出）（「受診者用」「事業主提出用」「病院・診療所控え」は各自の控え）

- ※ご提出の際には、患者から提出される下記の資料も必要となります。
- 一次健康診断の結果の写し
 - 二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）